

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	市営住宅及び定住促進住宅の管理に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、市営住宅及び定住促進住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーなどの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

名古屋市長

公表日

平成28年9月15日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム)	

システム3

①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)及び符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供及び符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>	
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

システム6～10

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名	
名古屋市営住宅総合管理システムファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び第2項 別表第一の19の項、35の項及び61の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）（以下「番号利用条例」という。）
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) なし (情報照会) 番号法 第19条第7号 別表第二の31の項、54の項及び85の2の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住宅都市局住宅部住宅管理課
②所属長	住宅管理課長 坂野 之信
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
名古屋市営住宅総合管理システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	名古屋市営住宅及び定住促進住宅の入居予定者、入居者、同居人及び家賃等を滞納している退去者
その必要性	番号法別表第一の19の項、35の項及び61の2項に掲げる名古屋市営住宅及び定住促進住宅の管理に関する事務を行うに際し、入居者等の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	(1)個人番号 対象者を正確に特定するため (2)個人番号対応符号 他市町村等との情報連携を行うため (3)その他識別情報(内部番号) 本市団体内との情報連携を行うため (4)4情報、連絡先及びその他住民票関係情報 入居資格審査、同居・承継承認、家賃の決定等、減免の決定、滞納金の徴収、不適正入居者・無届転出者の検出等及び出生・死亡等による世帯情報の変更のため (5)地方税関係情報 入居資格審査、同居・承継承認、家賃の決定等及び減免の決定のため (6)健康・医療関係情報 収入認定等に伴う退職状況の確認のため (7)障害者福祉関係情報 入居資格審査、同居・承継承認、家賃の決定等及び減免の決定のため (8)生活保護・社会福祉関係情報 入居資格審査、同居・承継承認、家賃の決定等及び減免の決定のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年7月1日(移転を受ける特定個人情報保護ファイルについては、番号利用条例制定後に保有予定)
⑥事務担当部署	住宅都市局住宅部住宅管理課、総務局行政改革推進部情報化推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (財政局税制課、市民経済局住民課、健康福祉局障害企画課・保護課・障害支援課・保険年金課・健康増進課・高齢福祉課、子ども青少年局青少年家庭課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	市営住宅及び定住促進住宅の管理	
④使用の主体	使用部署	住宅都市局住宅部住宅管理課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	I 入居決定に関する事務 ・ 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報などから入居資格審査を行った上で入居決定を行う。 II 家賃決定等に関する事務 ・ 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報などから家賃・敷金・損害金を決定する。 ・ 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報などから収入超過者・高額所得者を認定し、高額所得者には明渡請求をする。 ・ 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報などから家賃・敷金・駐車場使用料の減免を行う。 III 入居者管理に関する事務 ・ 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報などから審査を行った上で承継の承認を行う。 ・ 住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報などから同居希望者の審査を行った上で同居の承認を行う。 ・ 住民票関係情報から無断転出者、不適正入居者を検出し、是正指導または明渡請求をする。 ・ 住民票関係情報から出生・死亡などによる世帯情報の変更を確認する。 IV 収納滞納に関する事務 ・ 生活保護関係情報から、代理納付事務を行う ・ 住民票関係情報から現住所を確認し、家賃滞納者に対して納付指導または明渡請求をする。	
	情報の突合	(1) 住民票関係情報と申請情報等を突合して、現住所等を確認する。【上記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】 (2) 地方税関係情報と申請情報等を突合して、所得額等を確認する【上記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】 (3) 障害者関係情報と申請情報等を突合して、手帳情報等を確認する。【上記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】 (4) 生活保護関係情報と申請情報等を突合して、住宅扶助費等を確認する。【上記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】
⑥使用開始日	平成29年7月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
市営住宅及び定住促進住宅の管理運営業務		
①委託内容	市営住宅及び定住促進住宅の管理全般	
②委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	名古屋市住宅供給公社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。
	⑥再委託事項	名古屋市営住宅総合管理システムの運用保守業務及び改修、電子計算機磁気テープの保管業務
委託事項2～5		
委託事項2		
公営住宅収納事務		
①委託内容	公営住宅収納事務	
②委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	名古屋市住宅供給公社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
情報連携基盤システムの開発・運用保守		
①委託内容	情報連携基盤システムの開発・運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社 東海支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。
	⑥再委託事項	情報連携基盤システムの開発、運用保守に関する業務の一部(プロジェクトマネージャー及び運用管理責任者に関する業務は除く。)
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><市営住宅総合管理システム及び窓口等における措置></p> <p>(1)市営住宅総合管理システムは、名古屋市住宅供給公社内の情報管理室に設置し、生体認証により情報管理室への入退室を厳重に管理する。</p> <p>(2)特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。</p> <p>(3)各種申請書については、鍵付きの書庫に保管する。</p> <p><情報連携基盤システムにおける措置></p> <p>(1)情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。</p> <p>(2)特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>(1)中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入退室を厳重に管理する。</p> <p>(2)特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保管され、バックアップもデータベース上に保管される。</p>
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅総合管理システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><窓口等における措置></p> <p>(1)各種届出書の届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>(2)本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要な情報以外を入手することを防止する。</p> <p>(3)不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返却する。</p> <p><市営住宅総合管理システムにおける措置></p> <p>(1)市営住宅総合管理システムへ入力内容を反映する際には、届出書の内容と入力内容の確認を行う。</p> <p>(2)庁内連携システム(情報連携基盤システム)からは、その他識別情報(内部番号)を用いて情報を入手し、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>(3)庁内連携システム(情報連携基盤システム)から情報を入手する際には、必要な情報以外を入手することがないようシステムにて制御する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><窓口等における措置></p> <p>(1)窓口における認定請求書及び各種届出書の受け取り等は、対面で手渡しする等、漏えい及び紛失を防止する方法で行う。</p> <p>(2)各種届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照会した後は、鍵付きの書庫に保管する。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><市営住宅総合管理システムにおける措置></p> <p>(1)住宅管理事務に必要な情報以外の情報は保有しない。</p> <p>(2)必要のない情報にはアクセスできないように制限している。</p> <p><情報連携基盤システムにおける措置></p> <p>(1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。</p> <p>(2)許可のない業務システムや利用者は個人番号にアクセスできないように制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><市営住宅総合管理システムにおける措置></p> <p>端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による認証を実施する。</p> <p><情報連携基盤システムにおける措置></p> <p>(1)端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。</p> <p>(2)システム連携時には、システムの認証を実施する。</p>
その他の措置の内容	<市営住宅総合管理システム及び情報連携基盤システムにおける措置> 定期的アクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限は変更または削除する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><市営住宅総合管理システムにおける措置></p> <p>(1)システムの操作ログを記録する。</p> <p>(2)必要のない情報にはアクセスできないように制限している。</p> <p>(3)許可のない外部記録媒体を使用できないよう設定している。</p> <p>(4)外部記録媒体を使用する際には、複数人によるチェックを行う体制としている。</p> <p><情報連携基盤システムにおける措置></p> <p>(1)システムの操作ログ、アクセスログを記録する。</p> <p>(2)許可のない情報にはアクセスできないように制限している。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<市営住宅総合管理システム及び情報連携基盤システムにおける措置> (1) 番号利用法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 (2) 第三者に開示あるいは漏洩してはならないこと。 (3) 目的外に使用してはならないこと。 (4) 漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 (5) 許可なく複写・複製しないこと。 (6) 漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 (7) 従事者の教育を実施すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<市営住宅総合管理システム> (1) 許可のない再委託を禁止する。 (2) 特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。 (3) 必要があると認めるときは契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> (1) 許可のない再委託を禁止する。 (2) 特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。 (3) 契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<情報連携基盤システムにおける措置> (1) 移転・提供元によって許可された移転・提供先にのみ移転・提供する。 (2) 定期的に移転・提供元及び移転・提供先に確認する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>(1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>(2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号利用法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>(1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>(1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>(2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>(3)中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>(4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり</p>	2) 発生なし

	その内容	<p><ケース1> 約600人分の個人情報の記録されたUSBメモリを金庫から取り出した後に、窓口で市民に声をかけられ対応しているうちに庁舎内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。</p> <p><ケース2> 132名の登録者に対し、情報提供の為に電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところを「CC」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。</p> <p><ケース3> 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。</p> <p><ケース4> 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の対応などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。</p>
	再発防止策の内容	<p><ケース1、4> 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。またケース4の当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。</p> <p><ケース2、ケース3> 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれているときに、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。</p>
	その他の措置の内容	<p>○物理的対策 <市営住宅総合管理システムにおける措置> (1)サーバーが設置されている情報管理室へは生体認証等により入退室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存される。 (3)端末はワイヤーロックを用いて設置している。</p> <p><情報連携基盤システムにおける措置> (1)情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置しており、生体認証等により情報管理室への入退室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混合によるリスクを回避する。</p> <p>○技術的対策 <市営住宅総合管理システムにおける措置> (1)セキュリティ機器等を導入し、アクセス制御、侵入検地及び侵入防止を行う。 (2)ウイルス対策ソフトウェアを導入する。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><情報連携基盤システムにおける措置> (1)セキュリティ機器等を導入し、アクセス制御、侵入検地及び侵入防止を行う。 (2)ウイルス対策ソフトウェアを導入する。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (1)中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2)中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><窓口等における措置> 保管期間の過ぎた特定個人情報を含む書類については、箱に梱包し、溶解処理する。</p> <p><市営住宅総合管理システムにおける措置> 保管期間を過ぎた特定個人情報は年1回定期的に削除する。</p> <p><情報連携基盤システムにおける措置> 不要となった情報は定期的に削除する。</p>		

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] ^{<選択肢>} 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><名古屋市における措置> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修を行う。</p> <p><市営住宅総合管理システム及び窓口等における措置> ・市営住宅及び定住促進住宅の管理に関する事務を行う職員に対して、情報の取扱いも含めた研修を実施している。 ・委託業者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p><情報連携基盤システムにおける措置> ・委託業者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市民経済局市民生活部市政情報室
②請求方法	名古屋市個人情報保護条例19条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所住宅都市局住宅部住宅管理課 電話番号 052-972-2951
②対応方法	問合せの際には、その内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年9月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

宛名情報			
	項目名		項目名
1	個人番号	51	
2	個人番号対応符号	52	
3	団体内統合宛名番号	53	
4	住民番号(既存住民基本台帳システムのあて名番号)	54	
5	情報提供記録	55	
6	アクセスログ	56	
7	名義人番号	57	
8	あて名番号	58	
9	氏名情報	59	
10	性別情報	60	
11	生年月日情報	61	
12	住所情報	62	
13		63	
14		64	
15		65	
16		66	
17		67	
18		68	
19		69	
20		70	
21		71	
22		72	
23		73	
24		74	
25		75	
26		76	
27		77	
28		78	
29		79	
30		80	
31		81	
32		82	
33		83	
34		84	
35		85	
36		86	
37		87	
38		88	
39		89	
40		90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

募集収入認定			
	項目名		項目名
1	募集収入認定SEQ	51	生活保護FLG
2	名義人番号	52	扶助費委任払FLG
3	認定時名義人枝番	53	住宅扶助費
4	年度	54	申立CD区分
5	当初認定FLG	55	申立CD
6	最終FLG	56	更正CD区分
7	開始年月	57	更正CD
8	認定日	58	共益費免除FLG
9	収入認定CD区分	59	割増分子
10	収入認定CD	60	割増分母
11	収入分位	61	本来家賃
12	収入超過FLG	62	使用料
13	収入超過年数	63	調定使用FLG
14	計算収入超過年数	64	備考1
15	裁量適用FLG	65	備考2
16	近傍同種家賃	66	登録職員SEQ
17	応益係数	67	登録日
18	収入額	68	登録時間
19	所得額	69	異動職員SEQ
20	控除額	70	異動日
21	控除後所得額	71	異動時間
22	認定月額	72	適格期間終了年月
23	高額認定控除額	73	裁量CD
24	高額認定控除後所得額	74	減免申請日
25	高額認定月額	75	減免開始年月
26	同居者数	76	減免終了年月
27	別居者数	77	減免CD
28	扶養控除者数	78	減免種類CD
29	扶養控除額	79	污水対象FLG
30	特定扶養者数	80	P減免SEQ
31	特定扶養控除額	81	家賃減免額
32	老人扶養者数	82	店舗減免額
33	老人扶養控除額	83	家賃減免後金額
34	老人配偶者扶養者数	84	店舗減免後金額
35	老人配偶者扶養控除額	85	控除者数予備1
36	普通障害者数	86	控除額予備1
37	普通障害者控除額	87	減免入力値
38	特別障害者数	88	認定内容CD
39	特別障害者控除額	89	高額用所得控除
40	老年者数	90	高額用特別控除
41	老年者控除額	91	
42	寡ふ者数	92	
43	寡ふ控除額	93	
44	裁量高齢者FLG	94	
45	裁量障害者FLG	95	
46	裁量引揚者FLG	96	
47	裁量被爆者FLG	97	
48	裁量その他FLG	98	
49	裁量就学前FLG	99	
50	減免SEQ	100	

募集所得			
	項目名		項目名
1	募集所得SEQ	51	
2	募集世帯員SEQ	52	
3	名義人番号	53	
4	募集収入認定SEQ	54	
5	給与収入	55	
6	年金収入	56	
7	給与所得	57	
8	年金所得	58	
9	事業所得	59	
10	その他所得	60	
11	計算対象FLG	61	
12	特定扶養	62	
13	老人扶養	63	
14	老人配偶者扶養	64	
15	普通障害	65	
16	特別障害	66	
17	老年者FLG	67	
18	寡ふFLG	68	
19	税取込FLG	69	
20	税閲覧同意FLG	70	
21	備考1	71	
22	備考2	72	
23	登録職員SEQ	73	
24	登録日	74	
25	登録時間	75	
26	異動職員SEQ	76	
27	異動日	77	
28	異動時間	78	
29	所得根拠1CD	79	
30	所得根拠2CD	80	
31	同居者数	81	
32	控配者数	82	
33	扶養者数	83	
34	控除人数予備1	84	
35	手帳CD	85	
36		86	
37		87	
38		88	
39		89	
40		90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

入居			
	項目名		項目名
1	名義人番号	51	家賃欠損対象FLG
2	名義人枝番	52	共益費欠損対象FLG
3	最終FLG	53	その他1欠損対象FLG
4	団地コード	54	その他2欠損対象FLG
5	棟コード	55	欠損理由
6	部屋コード	56	改良減免FLG
7	名義人世帯員SEQ	57	自治会徴収除外FLG
8	入退去CD区分	58	世帯障害者CD区分
9	入退去CD	59	世帯障害者CD
10	入居状況CD区分	60	滞納整理担当職員CD
11	入居状況CD	61	滞納整理変更日
12	利用CD区分	62	
13	利用CD	63	
14	申込CD区分	64	
15	申込CD	65	
16	世帯種別CD区分	66	
17	世帯種別1CD	67	
18	世帯種別2CD	68	
19	世帯種別3CD	69	
20	当初入居指定日	70	
21	最新入居指定日	71	
22	退去日	72	
23	退去事由CD区分	73	
24	退去事由CD	74	
25	原状回復CD区分	75	
26	原状回復CD	76	
27	移転先CD区分	77	
28	移転先CD	78	
29	建替前家賃	79	
30	最終家賃	80	
31	負担調整減免FLG	81	
32	備考1	82	
33	備考2	83	
34	退去立会い日	84	
35	経過措置CD区分	85	
36	経過措置CD	86	
37	更なる対象FLG	87	
38	部屋交換日	88	
39	登録職員SEQ	89	
40	登録日	90	
41	登録時間	91	
42	異動職員SEQ	92	
43	異動日	93	
44	異動時間	94	
45	期限付退去予定日	95	
46	期限付入居事由CD	96	
47	口座振替勸奨発行FLG	97	
48	建替前その他1	98	
49	建替前その他2	99	
50	建替前共益費	100	

承継			
	項目名		項目名
1	承継SEQ	51	
2	名義人番号	52	
3	名義人枝番	53	
4	許認可SEQ	54	
5	新名義人世帯員SEQ	55	
6	旧名義人世帯員SEQ	56	
7	承継事由CD区分	57	
8	承継事由CD	58	
9	入居終了日	59	
10	取消FLG	60	
11	入居終了CD区分	61	
12	入居終了CD	62	
13	備考1	63	
14	備考2	64	
15	登録職員SEQ	65	
16	登録日	66	
17	登録時間	67	
18	異動職員SEQ	68	
19	異動日	69	
20	異動時間	70	
21		71	
22		72	
23		73	
24		74	
25		75	
26		76	
27		77	
28		78	
29		79	
30		80	
31		81	
32		82	
33		83	
34		84	
35		85	
36		86	
37		87	
38		88	
39		89	
40		90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

世帯員			
	項目名		項目名
1	世帯員SEQ	51	
2	名義人番号	52	
3	入居者CD区分	53	
4	入居者CD	54	
5	宛名コード	55	
6	世帯コード	56	
7	課税番号	57	
8	最新FLG	58	
9	取消FLG	59	
10	許認可SEQ	60	
11	入居開始日	61	
12	入居開始CD区分	62	
13	入居開始CD	63	
14	入居終了予定日	64	
15	入居終了日	65	
16	入居終了CD区分	66	
17	入居終了CD	67	
18	別居開始日	68	
19	別居終了日	69	
20	名義人開始日	70	
21	名義人終了日	71	
22	障害等級CD区分	72	
23	障害等級CD	73	
24	高額控除FLG	74	
25	予備力ナ氏名	75	
26	予備漢字氏名	76	
27	予備氏名CD区分	77	
28	予備氏名CD	78	
29	勤務先名	79	
30	勤務先郵便親番	80	
31	勤務先郵便子番	81	
32	勤務先住所1	82	
33	勤務先住所2	83	
34	勤務先電話番号	84	
35	備考1	85	
36	備考2	86	
37	登録職員SEQ	87	
38	登録日	88	
39	登録時間	89	
40	異動職員SEQ	90	
41	異動日	91	
42	異動時間	92	
43	住基個人番号	93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

世帯員続柄			
	項目名		項目名
1	名義人番号	51	
2	名義人枝番	52	
3	世帯員SEQ	53	
4	入居者区分CD	54	
5	続柄1	55	
6	続柄2	56	
7	続柄3	57	
8	登録職員SEQ	58	
9	登録日	59	
10	登録時間	60	
11	異動職員SEQ	61	
12	異動日	62	
13	異動時間	63	
14		64	
15		65	
16		66	
17		67	
18		68	
19		69	
20		70	
21		71	
22		72	
23		73	
24		74	
25		75	
26		76	
27		77	
28		78	
29		79	
30		80	
31		81	
32		82	
33		83	
34		84	
35		85	
36		86	
37		87	
38		88	
39		89	
40		90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

収入認定			
	項目名		項目名
1	収入認定SEQ	51	裁量その他FLG
2	名義人番号	52	裁量就学前FLG
3	認定時名義人枝番	53	減免SEQ
4	許認可SEQ	54	生活保護FLG
5	年度	55	扶助費委任払FLG
6	当初認定FLG	56	申立CD区分
7	最終FLG	57	申立CD
8	開始年月	58	更正CD区分
9	判定基準日	59	更正CD
10	収入認定CD区分	60	共益費免除FLG
11	収入認定CD	61	本来家賃
12	収入分位	62	使用料
13	収入超過FLG	63	調定使用FLG
14	収入超過年数	64	旧収入分位
15	計算収入超過年数	65	備考1
16	割増分子	66	備考2
17	割増分母	67	登録職員SEQ
18	裁量適用FLG	68	登録日
19	近傍同種家賃	69	登録時間
20	応益係数	70	異動職員SEQ
21	収入額	71	異動日
22	所得額	72	異動時間
23	控除額	73	裁量CD
24	控除後所得額	74	高額用所得控除
25	認定月額	75	高額用特別控除
26	高額認定控除額	76	控除者数予備1
27	高額認定控除後所得額	77	控除額予備1
28	高額認定月額	78	認定内容CD
29	同居者数	79	世帯の意見申出申請理由CD
30	別居者数	80	認定通知出力FLG
31	扶養控除者数	81	
32	扶養控除額	82	
33	特定扶養者数	83	
34	特定扶養控除額	84	
35	老人扶養者数	85	
36	老人扶養控除額	86	
37	老人配偶者扶養者数	87	
38	老人配偶者扶養控除額	88	
39	普通障害者数	89	
40	普通障害者控除額	90	
41	特別障害者数	91	
42	特別障害者控除額	92	
43	老年者数	93	
44	老年者控除額	94	
45	寡心者数	95	
46	寡心控除額	96	
47	裁量高齢者FLG	97	
48	裁量障害者FLG	98	
49	裁量引揚者FLG	99	
50	裁量被爆者FLG	100	

税所得			
	項目名		項目名
1	課税番号	51	
2	年度	52	
3	確定FLG	53	
4	給与所得	54	
5	給与収入	55	
6	年金所得	56	
7	年金収入	57	
8	事業所得	58	
9	その他所得	59	
10	配偶者	60	
11	一般扶養	61	
12	特定扶養	62	
13	老人扶養	63	
14	老人配偶者扶養	64	
15	普通障害	65	
16	特別障害	66	
17	老年者FLG	67	
18	寡ふFLG	68	
19	生保FLG	69	
20	所得コード	70	
21	所得	71	
22	登録職員SEQ	72	
23	登録日	73	
24	登録時間	74	
25	異動職員SEQ	75	
26	異動日	76	
27	異動時間	77	
28	控配者数	78	
29	扶養者数	79	
30	扶養者課税番号	80	
31		81	
32		82	
33		83	
34		84	
35		85	
36		86	
37		87	
38		88	
39		89	
40		90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

所得			
	項目名		項目名
1	所得SEQ	51	
2	世帯員SEQ	52	
3	名義人番号	53	
4	収入認定SEQ	54	
5	計算対象FLG	55	
6	給与収入	56	
7	年金収入	57	
8	給与所得	58	
9	年金所得	59	
10	事業所得	60	
11	その他所得	61	
12	特定扶養	62	
13	老人扶養	63	
14	老人配偶者扶養	64	
15	普通障害	65	
16	特別障害	66	
17	老年者FLG	67	
18	寡ふFLG	68	
19	税取込FLG	69	
20	備考1	70	
21	備考2	71	
22	登録職員SEQ	72	
23	登録日	73	
24	登録時間	74	
25	異動職員SEQ	75	
26	異動日	76	
27	異動時間	77	
28	所得根拠CD1	78	
29	所得根拠CD2	79	
30	同居者数	80	
31	控配者数	81	
32	扶養者数	82	
33	控除人数予備1	83	
34	退職年月	84	
35	扶養者課税番号	85	
36	手帳CD	86	
37	意見申出申請理由CD	87	
38		88	
39		89	
40		90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

年度			
	項目名		項目名
1	名義人番号	51	
2	許認可SEQ	52	
3	年度	53	
4	収入報告提出FLG	54	
5	収入報告提出日	55	
6	収入報告書CD区分	56	
7	収入報告書CD	57	
8	不備FLG	58	
9	収入報告不備CD区分	59	
10	収入報告不備1CD	60	
11	収入報告不備2CD	61	
12	収入報告不備3CD	62	
13	収入報告不備4CD	63	
14	収入報告不備5CD	64	
15	収入報告不備メモ	65	
16	高額認定CD区分	66	
17	高額認定CD	67	
18	判定基準日	68	
19	高額認定除外日	69	
20	高額認定除外理由	70	
21	高額当年収入認定SEQ	71	
22	高額前年収入認定SEQ	72	
23	所得額	73	
24	認定月額	74	
25	高額認定控除額	75	
26	高額認定控除後所得額	76	
27	高額認定月額	77	
28	前年所得額	78	
29	前年認定月額	79	
30	前年高額認定控除額	80	
31	前年高認控除後所得額	81	
32	前年高額認定月額	82	
33	備考1	83	
34	備考2	84	
35	登録職員SEQ	85	
36	登録日	86	
37	登録時間	87	
38	異動職員SEQ	88	
39	異動日	89	
40	異動時間	90	
41	収入申告回収CD	91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

減免			
	項目名		項目名
1	減免SEQ	51	
2	名義人番号	52	
3	開始年月	53	
4	終了年月	54	
5	減免CD区分	55	
6	減免CD	56	
7	世帯収入額	57	
8	所得額	58	
9	控除額	59	
10	控除後所得額	60	
11	所得月額	61	
12	減免額	62	
13	減免入力値	63	
14	減免後金額	64	
15	備考1	65	
16	備考2	66	
17	登録職員SEQ	67	
18	登録日	68	
19	登録時間	69	
20	異動職員SEQ	70	
21	異動日	71	
22	異動時間	72	
23	減免種類CD	73	
24	店舗減免額	74	
25	店舗減免後金額	75	
26	P減免SEQ	76	
27	消滅申請日	77	
28	消滅理由CD	78	
29	許認可SEQ	79	
30	福祉減免継続FLG	80	
31	店舗減免継続FLG	81	
32	減免継続作成FLG	82	
33		83	
34		84	
35		85	
36		86	
37		87	
38		88	
39		89	
40		90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

生活保護			
	項目名		項目名
1	生活保護SEQ	51	
2	名義人番号	52	
3	開始日	53	
4	終了日	54	
5	住宅扶助費	55	
6	扶助費委任払FLG	56	
7	備考1	57	
8	備考2	58	
9	登録職員SEQ	59	
10	登録日	60	
11	登録時間	61	
12	異動職員SEQ	62	
13	異動日	63	
14	異動時間	64	
15		65	
16		66	
17		67	
18		68	
19		69	
20		70	
21		71	
22		72	
23		73	
24		74	
25		75	
26		76	
27		77	
28		78	
29		79	
30		80	
31		81	
32		82	
33		83	
34		84	
35		85	
36		86	
37		87	
38		88	
39		89	
40		90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

収納			
	項目名		項目名
1	収納SEQ	51	
2	名義人番号	52	
3	名義人枝番	53	
4	駐車場使用者SEQ	54	
5	調定明細SEQ	55	
6	調定年月	56	
7	収納CD区分	57	
8	収納CD	58	
9	科目CD区分	59	
10	科目CD	60	
11	入金CD区分	61	
12	入金CD	62	
13	収納年度	63	
14	支払日	64	
15	会計収入日	65	
16	金額	66	
17	振替FLG	67	
18	振替元科目CD区分	68	
19	振替元科目CD	69	
20	振替元調定年月	70	
21	振替元SEQ	71	
22	請求SEQ	72	
23	振替処理日	73	
24	振替元収納年度	74	
25	処理SEQ	75	
26	整理年度	76	
27	バッチ番号	77	
28	徴収員コード	78	
29	登録職員SEQ	79	
30	登録日	80	
31	登録時間	81	
32	異動職員SEQ	82	
33	異動日	83	
34	異動時間	84	
35	宛名コード	85	
36	還付確定FLG	86	
37		87	
38		88	
39		89	
40		90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

調定			
	項目名		項目名
1	調定SEQ	51	
2	名義人番号	52	
3	名義人枝番	53	
4	調定年月	54	
5	調定年度	55	
6	調定月	56	
7	備考1	57	
8	備考2	58	
9	登録職員SEQ	59	
10	登録日	60	
11	登録時間	61	
12	異動職員SEQ	62	
13	異動日	63	
14	異動時間	64	
15	整理年度	65	
16		66	
17		67	
18		68	
19		69	
20		70	
21		71	
22		72	
23		73	
24		74	
25		75	
26		76	
27		77	
28		78	
29		79	
30		80	
31		81	
32		82	
33		83	
34		84	
35		85	
36		86	
37		87	
38		88	
39		89	
40		90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

調定明細			
	項目名		項目名
1	調定明細SEQ	51	
2	名義人番号	52	
3	名義人枝番	53	
4	駐車場使用者SEQ	54	
5	調定根拠SEQ	55	
6	調定年月	56	
7	調定年度	57	
8	調定月	58	
9	調定SEQ	59	
10	収入認定SEQ	60	
11	減免SEQ	61	
12	科目CD区分	62	
13	科目CD	63	
14	日割前計算額	64	
15	調定額	65	
16	滞納額	66	
17	督促手数料	67	
18	延滞金	68	
19	最終収入日	69	
20	支払方法SEQ	70	
21	直定FLG	71	
22	賠償金FLG	72	
23	整理年度	73	
24	分納中FLG	74	
25	当初課税FLG	75	
26	備考1	76	
27	備考2	77	
28	登録職員SEQ	78	
29	登録日	79	
30	登録時間	80	
31	異動職員SEQ	81	
32	異動日	82	
33	異動時間	83	
34	宛名コード	84	
35	承継FLG	85	
36	外部委託FLG	86	
37	納入通知書発行済FLG	87	
38	納入通知書発行済FLG	88	
39	口振開始案内発行済FLG	89	
40	口振開始案内発行済FLG	90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

駐車場減免			
	項目名		項目名
1	駐車場減免SEQ	51	
2	名義人番号	52	
3	名義人枝番	53	
4	許認可SEQ	54	
5	駐車場使用者SEQ	55	
6	開始年月	56	
7	終了年月	57	
8	減免入力値	58	
9	減免額	59	
10	減免後金額	60	
11	減免理由	61	
12	備考	62	
13	登録職員SEQ	63	
14	登録日	64	
15	登録時間	65	
16	異動職員SEQ	66	
17	異動日	67	
18	異動時間	68	
19	駐車場減免CD	69	
20	減免継続作成FLG	70	
21		71	
22		72	
23		73	
24		74	
25		75	
26		76	
27		77	
28		78	
29		79	
30		80	
31		81	
32		82	
33		83	
34		84	
35		85	
36		86	
37		87	
38		88	
39		89	
40		90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	

駐車場使用者			
	項目名		項目名
1	駐車場使用者SEQ	51	異動日
2	名義人番号	52	異動時間
3	名義人枝番	53	承継SEQ
4	許認可SEQ	54	欠損対象FLG
5	駐車場SEQ	55	欠損理由
6	契約者世帯員SEQ	56	駐車場返還理由CD
7	利用状況CD区分	57	
8	利用状況CD	58	
9	使用開始日	59	
10	返還予定日	60	
11	返還日	61	
12	返還理由	62	
13	駐車場交換日	63	
14	ナンバー1	64	
15	ナンバー2	65	
16	ナンバー3	66	
17	ナンバー4	67	
18	メーカーCD区分	68	
19	メーカーCD	69	
20	車種	70	
21	車体色CD区分	71	
22	車体色CD	72	
23	型式	73	
24	車台番号	74	
25	駐車場用途CD区分	75	
26	駐車場用途CD	76	
27	総排気量	77	
28	車両重量	78	
29	長さ	79	
30	幅	80	
31	高さ	81	
32	所有者名	82	
33	所有者名カナ	83	
34	所有者電話番号	84	
35	所有者郵便親番	85	
36	所有者郵便子番	86	
37	所有者住所1	87	
38	所有者住所2	88	
39	使用者名	89	
40	使用者名カナ	90	
41	使用者電話番号	91	
42	使用者郵便親番	92	
43	使用者郵便子番	93	
44	使用者住所1	94	
45	使用者住所2	95	
46	備考	96	
47	登録職員SEQ	97	
48	登録日	98	
49	登録時間	99	
50	異動職員SEQ	100	

住基			
	項目名		項目名
1	住基区コード	51	外国人宛名フラグ
2	住基個人番号	52	生年月日
3	住基世帯番号	53	性別
4	住基住外区分	54	続柄世代1
5	住基住登区分	55	続柄世代2
6	住基転出区分	56	続柄世代3
7	最終異動事由	57	転出先市外住所コード
8	最終変更区分	58	転出先市外住所コード文字数
9	最終処理区分	59	転出先住所漢字
10	最終異動年月日	60	転出先方書住所漢字
11	最終届出年月日	61	先主名漢字
12	消除異動事由	62	先主名アルファベット
13	消除変更区分	63	先主通称名漢字
14	消除処理区分	64	転出予定確定区分
15	消除異動年月日	65	転出異動年月日
16	消除届出年月日	66	転出届出年月日
17	住定異動事由	67	外国人固有区分
18	住定変更区分	68	国籍等コード
19	住定処理区分	69	国籍等
20	住定異動年月日	70	在留カード等番号
21	住定届出年月日	71	在留資格期間等コード
22	住なり異動事由	72	在留期間満了日
23	住なり変更区分	73	統計学区
24	住なり処理区分	74	名義人番号
25	住なり住民となった日	75	世帯員SEQ
26	外住なり異動事由	76	更新フラグ
27	外住なり変更区分	77	登録職員SEQ
28	外住なり処理区分	78	登録日
29	外国人住民となった日	79	登録時間
30	住民票作成日	80	
31	市外前住所コード	81	
32	住所コード	82	
33	住所コード文字数	83	
34	住所漢字	84	
35	方書住所コード	85	
36	方書住所漢字	86	
37	送達方書コード	87	
38	送達方書漢字	88	
39	世帯主住外区分	89	
40	世帯主名漢字	90	
41	世帯主名カナ	91	
42	世帯主名アルファベット	92	
43	世帯主通称名漢字	93	
44	世帯主外国人宛名フラグ	94	
45	氏名漢字	95	
46	氏名カナ	96	
47	氏名アルファベット氏名	97	
48	氏名カタカナ表記氏名	98	
49	氏名漢字通称名	99	
50	氏名カナ通称名	100	

税			
	項目名		項目名
1	税あてな番号	51	扶養者区コード
2	宛名コード	52	扶養者あて名番号
3	課税Fの有無	53	所得者氏名カナ
4	世帯番号	54	所得者氏名漢字
5	生年月日	55	所得者通称名カナ
6	性別	56	所得者通称名漢字
7	続柄1	57	年金収入
8	続柄2	58	給与収入
9	続柄3	59	他雑収入
10	控配の有無	60	登録職員SEQ
11	扶養人数	61	登録日
12	特定人数	62	登録時間
13	老人扶養人数	63	
14	同居老人人数	64	
15	老配の有無	65	
16	本人障害	66	
17	扶養障害人数	67	
18	本人特別障害	68	
19	扶養特別障害人数	69	
20	同居特障人数	70	
21	老年者区分	71	
22	寡フ区分	72	
23	転入年月日	73	
24	区転年月日	74	
25	転出年月日	75	
26	死亡年月日	76	
27	障害被爆者区分	77	
28	死離別区分	78	
29	住登区分	79	
30	居住区分	80	
31	課税区分	81	
32	徴収区分	82	
33	給報提出月区分	83	
34	年間所得金額	84	
35	合計所得金額	85	
36	総所得金額等	86	
37	算出給与所得	87	
38	算出年金所得	88	
39	営業所得	89	
40	農業所得	90	
41	その他事業所得	91	
42	不動産所得	92	
43	利子所得	93	
44	給与所得	94	
45	雑所得計	95	
46	所得計	96	
47	譲渡一時所得計	97	
48	配当所得計	98	
49	配偶者区コード	99	
50	配偶者あて名番号	100	

生保データ			
	項目名		項目名
1	名義人番号	51	
2	住宅種別	52	
3	区コード	53	
4	連番	54	
5	保護開始年月日	55	
6	保護廃止年月日	56	
7	世帯主氏名	57	
8	生年月日	58	
9	性別	59	
10	国籍	60	
11	住基個人番号	61	
12	世帯類型	62	
13	住宅扶助人員	63	
14	住所	64	
15	方書	65	
16	実家賃	66	
17	認定家賃	67	
18	決定家賃	68	
19	データ状態区分	69	
20		70	
21		71	
22		72	
23		73	
24		74	
25		75	
26		76	
27		77	
28		78	
29		79	
30		80	
31		81	
32		82	
33		83	
34		84	
35		85	
36		86	
37		87	
38		88	
39		89	
40		90	
41		91	
42		92	
43		93	
44		94	
45		95	
46		96	
47		97	
48		98	
49		99	
50		100	